

あいち地域安全 県民行動計画2026 (2025年度版)

2025年6月

愛知県安全なまちづくり推進協議会

目 次

1	はじめに	
	【計画策定の趣旨】	1
	【基本目標】	2
	【計画期間】	3
2	主体別取組事項	
I	防犯意識の醸成と地域防犯力の向上	3
II	犯罪の起きにくい社会づくり	9
III	県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進	16
IV	犯罪被害者等に対する総合的かつ計画的な支援の実施	31
3	愛知県安全なまちづくり推進協議会 名簿	33

1 はじめに

【計画策定の趣旨】

愛知県における犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は、1993年に初めて10万件を超え、2003年に戦後最多となる約22万5千件を記録しました。こうした治安の悪化に対処するため、愛知県では、2004年4月に「愛知県安全なまちづくり条例」を施行し、同年8月には、県、県民、事業者、市町村等が一体となって犯罪のない安全なまちづくりを推進するため、「愛知県安全なまちづくり推進協議会」を設立しました。

また、2006年には、「あいち地域安全緊急3か年戦略」を策定し、さらにその後3年ごとに地域安全戦略を策定して、県教育委員会、県警察と連携を図りながら、様々な施策を実施しております。

本協議会もこれに呼応する形で、県民、事業者、団体、市町村がそれぞれの立場において取り組むべき事項を示すものとして、2006年以降、「あいち地域安全県民行動計画」を取りまとめ、毎年度見直しを図りながら、地域が一体となった「県民総ぐるみ運動」を展開してきました。

このような取組により、2003年に約22万5千件あった刑法犯認知件数は、2021年には約3万8千件と、2割を切るところまで減少させることができましたが、その後増加に転じ、昨年は約5万1千件と3年連続で増加しています。中でも、特殊詐欺被害は、昨年の被害額は41億円を超えるなど、過去10年で最悪となるほか、「闇バイト」などと称されるSNSで強盗や特殊詐欺の実行犯を募集する手口の出現、SNS型投資・ロマンス詐欺被害の急増など、サイバー空間での犯罪が深刻化しており、これまでにない新たな課題にも直面しています。また、自動車盗は認知件数が昨年、全国ワーストとなり、特定車種ばかりが狙われている現状にあります。県民の安全・安心を脅かす犯罪には、被害者等への支援も含め、地域や家族の絆を強めて対処することが重要であり、引き続き、県民、事業者、団体、市町村が一体となって、県民総ぐるみで取り組んでいく必要があります。

このたび、昨年3月に策定した「あいち地域安全戦略2026」（以下「戦略2026」という。）に呼応した「あいち地域安全県民行動計画2026」（以下「県民行動計画2026」という。）の2025年度版をとりまとめましたので、本計画に基づき犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

【基本目標】

- 1 戦略期間中に刑法犯認知件数を再び減少に転じさせること
- 2 社会情勢の変化に対応して良好な治安を確保すること
- 3 犯罪被害者等への支援を一層充実させること

「県民行動計画2026」では、安全なまちづくりのため、「戦略2026」で掲げた目標と軌を一にした基本目標を設定します。

戦略展開のイメージと役割分担



【計画期間】

2024年度から2026年度までの3年間の行動計画とします。

発展性を持たせた行動計画とするため、犯罪情勢等に応じて毎年度見直しを図ります。

2 主体別取組事項

「県民行動計画2026」は、県と県民、事業者、団体ⁱ及び市町村が一体となって、県全体で安全なまちづくりに取り組むための指針となるものです。

「戦略2026」（2024年3月策定）で設定した4つの基本戦略（「Ⅰ 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上」、「Ⅱ 犯罪の起きにくい社会づくり」、「Ⅲ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進」、Ⅳ「犯罪被害者等に対する総合的かつ計画的な支援の実施」）に沿った形で、各主体がそれぞれの立場において取り組むべき事項を取りまとめました。

Ⅰ 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上

子供から大人まで、県民一人一人が自分の身は自分で守ることを意識し、行動できるように、啓発や情報提供を行い、地域が一体となった県民総ぐるみ運動を展開して、防犯意識の醸成を図ります。

また、地域防犯力を向上させるため、自主防犯組織の設立促進と活動の活発化を図るとともに、市町村が行う安全なまちづくり施策に対する協力、助言等の実施や、市町村と連携した防犯設備等の普及促進など、県民、事業者、団体、市町村と連携を図りながら取組を進めます。

特に、若者世代に対し、防犯意識・規範意識の醸成を図るとともに、地域防犯への参画を働き掛けるため、広報、啓発活動を推進します。また、事業者に対しては、経済安全保障の備えを促すため、情報提供等を行います。

（「戦略2026」より）

1 県 民

〔県民総ぐるみ運動の展開〕

- 地域で実施される安全なまちづくり県民運動に積極的に参加します。
- 警察、行政等から提供される防犯情報を活用して地域の犯罪情勢を把握し、自主防犯に努めるとともに、地域との連帯感を高め、安全なまちづくりに参画します。
- 地域で行われる防犯パトロール等の活動に積極的に参加し、世代格差のない

ⁱ 地域に根ざした活動を行う団体を指す。例：自治会、婦人会、老人会、PTA、子供会など

防犯活動に努めます。

- 隣近所への挨拶・声掛けに努めるなど、地域の連帯を深めます。
- 通勤・通学のついで、買い物や散歩をしながらなど、日常生活の中で不審者や危険箇所に対する意識を持って行動する「ながら防犯」を実践します。

〔防犯情報の収集等〕

- 行政、警察、地域の団体等が開催する、防犯パトロール活動、防犯教室などに積極的に参加し、防犯知識の向上に取り組みます。
- 地域で開催される防犯ボランティアの研修や防犯教室へ参加し、防犯関連情報を積極的に収集します。
- 犯罪に遭わないための注意事項を家族で話し合うなど、防犯意識の向上に努めます。
 - ・ 特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、サイバー犯罪の最新手口に関する情報を積極的に収集し、様々な機会に話題にすること
 - ・ 外出時だけでなく在宅時においても戸締りを確認する等の生活習慣を身に付けること
 - ・ 訪問者に対して不用意にドアを開ける前に、インターフォンやドアスコープ越しなどで確認すること。対応する際も、ドアチェーンやドアロック越しに対応すること
 - ・ 侵入盗や自動車関連窃盗などの犯罪に対する関心を高め、防犯に努めること
 - ・ 自転車盗難防止のため、施錠を徹底すること
- 県、市町村、警察、学校等がメール等で配信するタイムリーな防犯情報等の有効活用にあ努めます。
- 提供された防犯情報、防犯器具、アプリケーション等の新しい技術を活用し、具体的な防犯対策を講じます。

2 事業者

〔県民総ぐるみ運動の展開〕

- 県、警察、市町村、関係団体等と連携して安全なまちづくり県民運動に参加するなど、防犯意識の醸成と具体的な防犯活動に取り組みます。

〔安全なまちづくりへの参画〕

- 加入している事業者団体の会員、従業員及びその家族に積極的に防犯情報を提供します。
- 新入社員研修などの各種研修会や朝礼などの機会に、会員及び従業員に対する防犯教育を繰り返し実施します。
- 加入している事業者団体の会員相互間で、防犯情報交換会を年間開催回数を定めて実施します。

- 地域住民等と連携した地域の防犯活動を実施します。
- 地域住民、自主防犯団体等と物的面、人的面などで連携を図ります。
- 店頭や店舗駐車場を自主防犯団体の集合場所、防犯イベント・キャンペーンの活動場所等に提供します。
- 店舗等を地域安全の拠点とし、地域に密着した防犯活動を実施します。
- 活用できる様々な広報媒体を使って啓発を行います。
- 顧客、従業員等に対し、店内・車内・事業所内で、防犯に関する放送を実施します。
- 警察、行政、地域の団体等と連携して、街頭啓発キャンペーンや合同パトロール活動、防犯教室、防犯訓練などの活動に参加します。
- 企業の社会的責任（CSR）として地域防犯力の向上を掲げ、事業所内の警戒力を事業所周辺まで拡大させるなどの取組を行います。
- 来客等に挨拶・声掛けを行うなど、安全安心な商店街づくりを推進します。
- 「防犯パトロール中」、「見守り活動実施中」のステッカー等を車体に貼付し、監視の目を光らせながら営業を行うとともに、犯罪を見つけた時には警察へ速やかな通報を行います。
- 夜間は、タクシーなどがコンビニエンスストアに立ち寄るなど、犯罪が起きにくい環境を作ります。
- 契約者の緊急通報に基づき、最寄りの警備員資格乗務員のタクシーを急行させる取組を実施します。
- 防犯ボランティア活動参加のための休暇制度など、会員、従業員等が防犯活動に参加しやすい環境づくりへの取組を行います。
- 県の「安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ制度」に参加し、安全なまちづくり活動を実践します。

〔防犯情報の提供と具体的対策〕

- 警察、行政等から提供される防犯情報により、最新の犯罪情勢を把握し、必要な防犯対策を講じるとともに、その情報を社員等にも提供し、具体的な防犯活動を従業員にも共有します。
- 店舗相互間のネットワーク等を活用し、防犯情報の迅速な把握と共有化を図ります。
- 加入している事業者団体の会員及び従業員に防犯啓発ツール、防犯資機材等を配布・提供します。
- 加入している事業者団体の会員に対し、夜間や休業等により無人となる店舗、事業所、工場等は、夜間には現金の保管がないことを明示する「現金ゼロ防犯宣言」プレートを表示するよう呼びかけます。また、被害事例や防犯対策について情報提供し、注意喚起します。
- 企業の持つ技術を防犯対策へ活用することなどを検討し、防犯対策の普及を

促進します。

〔経済安全保障に対する対策〕

- 経済安全保障に関する取組や対策等について情報収集に努め、情報共有や意見交換を実施します。
- 技術情報等の流出防止対策に関する取組を実施します。

3 団 体

〔県民総ぐるみ運動の展開〕

- 県、事業者、市町村と連携して安全なまちづくり県民運動に参加するなど、防犯意識の醸成と具体的な防犯活動のための啓発に取り組みます。
- 各種大会やイベント等の参加者に対し、防犯の啓発を実施します。
- 地域の大学生、高校生、専門学生等と連携を図り、若者の防犯活動への参加を促進します。

〔安全なまちづくりへの参画〕

- 県の「安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ制度」に参加し、安全なまちづくり活動を実践します。
- 多発する犯罪や、子供を狙った事案などを減少させるため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。
- 安全マップづくりなどを通して、地域の危険箇所を把握し、パトロール活動等を強化します。
- 登園、登校時における、園児・児童に対する挨拶・声掛け活動を、重点実施日を設けて実施し、通行中の地域住民へも広がっていきます。
- 希薄になった近所付き合いを取り戻すことをねらい、寄り合える場所のマップを作成し、地域のつながりを再生します。

〔市町村との連携〕

- 市町村と連携して、「まちの防犯診断」に取り組みます。

〔自主防犯団体の設立促進と活発化〕

- 青色回転灯等装備車を導入し、防犯パトロール活動の強化を図ります。
- 地域の自主防犯活動への参加や協力、自主防犯団体の設立を積極的に支援します。

〔防犯情報の提供と具体的対策〕

- 警察、行政等から提供される防犯情報により、最新の犯罪情勢を把握し、活動を通じた啓発に努め、具体的な防犯活動を促進します。
- 提供された防犯情報を、団体が持つネットワークを活用して啓発に取り組みます。
- 警察、行政、事業者等と連携して、街頭啓発キャンペーンや合同パトロール、防犯教室、防犯訓練などの活動に取り組みます。

- 加盟団体、会員に対し、防犯情報の提供、注意喚起、研修会の実施などによる防犯教育を徹底します。
- P T A活動等を通じて、保護者、児童生徒、園児に対する防犯意識の高揚のための取組（実践、参加型を中心に）を実施します。
- 専門家等を招いた講演会形式のほか、オンラインやインターネット動画など状況に合わせた防犯教室や防犯診断を開催します。
- 愛知県警察公式アプリ「アイチポリス」等を活用して防犯情報を収集し、防犯パトロールコースを設定するなど、効果的な防犯活動を実施します。
- 多発する犯罪を減少させるため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。
- 青色回転灯等装備車を導入し、防犯パトロール活動の強化を図ります。

4 市町村

〔県民総ぐるみ運動の展開〕

- 安全なまちづくり県民運動の実施期間に合わせ、防犯キャンペーン等を実施します。
- 職員が地域防犯活動などに参加しやすい職場環境づくりに取り組みます。
- 青色回転灯等装備車や、防犯広報ステッカーを貼付した公用車によるパトロールを積極的に実施します。
- 公用車へのドライブレコーダー設置を推進し、地域防犯力の向上を推進します。
- 県、警察、関係団体と連携した街頭キャンペーン、広報啓発活動等を実施します。

〔安全なまちづくりに係る施策の推進〕

- 犯罪の発生状況や防犯対策等に関する情報を共有し、市町村が取り組む対策に反映させます。
- 地域住民の防犯意識の醸成を図るため、積極的に啓発を行います。
 - ・ 窓口、受付等における防犯一口広報の実施
 - ・ 広報紙、ケーブルテレビ等各種媒体を活用した防犯広報の実施
 - ・ 防犯ブザー、自転車ワイヤー錠、補助錠等防犯資材の配布
 - ・ 放置自転車クリーンキャンペーンの実施
 - ・ 防犯教室、防犯フォーラム等の開催
 - ・ 市町村の他事業と連携したマルチな防犯広報活動の実施
- 関係課による、防犯に関する意見交換を行います。

〔自主防犯団体への支援〕

- 自主防犯団体の設立支援及び活動支援を行います。
- 広報紙（誌）やホームページなどを通した自主防犯団体の活動状況の紹介

や、市町村幹部等による活動時の積極的激励などにより、活動意欲の高揚を図るとともに、地域での認知度を向上させます。

- 防犯ボランティアリーダーを養成します。
- 自主防犯団体の基盤強化を図るため、高齢者のみならず若年層までの幅広い世代の防犯活動への参加を促進することにより、ボランティア活動が持続できる体制づくりを推進します。
- 自主防犯団体等に対する防犯設備等の設置・購入を支援します。
- 地域の自主防犯団体、管轄警察署等と連携して、定期的な情報交換、意見交換の場を設けます。

〔防犯情報の提供等〕

- 職員、来庁者に対し、防犯意識の醸成を図るため、定期的な庁内放送及び庁内ネットワークを活用し積極的に啓発を行います。
- 庁内情報ネットワークを活用し、職員に防犯情報をタイムリーに伝達します。
- メールにより、登録者へ防犯情報や不審者情報等を配信します。また、登録を積極的に呼びかけます。
- 不審者等に関する情報について、近隣市町村を含む関係機関と共有するとともに、地域に周知する仕組みを構築し、地域住民への迅速な情報提供に努めます。
- 地域の広報掲示板等を整備・充実し、防犯活動に役立つ情報配信に活用します。
- 安全マップを児童生徒に配布又は教室に掲示して、防犯意識の高揚を図ります。
- 女性の防犯意識の高揚を図るため、防犯教室の開催や防犯ブザーの提供等の広報啓発活動を実施します。

〔在留・在日外国人の防犯対策〕

- 外国人を対象とした防犯広報などにより、国籍に関わらず誰もが安心して暮らせる総合対策を推進します。

Ⅱ 犯罪の起きにくい社会づくり

県民の規範意識の醸成やサイバー空間におけるセキュリティ向上の取組実施、再犯防止対策の一層の推進、犯罪防止に配慮した住宅・公園・道路等の整備・普及、犯罪の温床となる歓楽街の環境浄化の推進等により犯罪の起きにくい社会づくりを進めます。

（「戦略2026」より）

1 県 民

〔規範意識の向上〕

- 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動に参加します。
- 安易な投稿が大きな社会問題を起こしかねないことを理解して、適正にSNSなどを利用します。
- 金銭をかける行為は賭博となり犯罪であることを理解し、国内はもちろん、海外のオンラインカジノサイトであってもオンラインカジノは利用しません。
- SNS等を通じて高額収入等の甘言を用い、強盗や特殊詐欺等の犯罪に加担することを募集する「犯罪実行者募集情報」いわゆる「闇バイト」の誘いには決して応じないようにするほか、家族や友人等に対し応じないように啓発します。また、犯行に関する募集等に関する情報に接したときは警察等に連絡します。万が一応募してしまった場合には、すぐに警察に相談します。

〔再犯防止対策〕

- 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、その協力を努めます。

〔防犯性の高い住まい・まちづくり〕

- 防犯や再犯防止、非行防止などのボランティア活動に積極的に参加し、居住地域の防犯環境の改善に努めます。
- 門灯・玄関灯などの照度を確保し、一戸一灯運動に協力することにより、夜間における地域の安全確保に努めます。
- 敷地内に脚立など侵入の足掛かりとなるものや、段ボール等の可燃性のものを放置しないようにします。
- 防犯カメラ、センサーライトの設置、玄関・窓等へのCP建物部品（防犯性の高い建物部品）等の導入及び補助錠の設置、樹木の剪定及び照明設備による見通しの確保、防犯砂利の導入等、住宅の防犯性の向上に努めます。防犯カメラについては、不審者を感知した旨をスマートフォンに通知する機能を有するスマホ連動型防犯カメラ等の活用を検討します。
- マンションや住宅を購入・建築する際には、防犯性を十分に考慮します。
- 生活環境保全のため、市町村と連携し、管理が不適切な空き家等の所有者や管理者に対し、適正な管理を行うよう呼びかけるとともに、借用や地域での活

用を提案するなど空き家の適正な管理に努めます。

〔歓楽街の環境浄化〕

- いわゆる「ぼったくり」と言われる不当に高額な料金請求等の被害者とならないよう、違法な客引きや時間外営業等を行う酒類提供等営業の営業所を利用しないようにします。

〔サイバーセキュリティ対策の強化〕

- 行政や警察等が主催するセミナーや講演、イベント等に参加し、サイバー空間における脅威の情勢を把握して知識を高め、自主的な被害防止対策に取り組みます。
- 個人で使用するパソコンのOSやソフトウェアは、修正プログラムを適用する、または最新版を利用します。また、スマートフォンのOSやアプリ、セキュリティソフトの更新も最新の状態に保ちます。
- パソコンやスマートフォンにウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイル（パターンファイル）は常に最新の状態にします。
- ウェブサービスで使用するパスワードは、「長く」、「複雑に」、「使い回さない」ようにするなど強固なパスワードを使用し、不正利用を防止するため適切に保管します。また、可能な限り、多要素や生体認証を使用します。
- ルータ等のIoT機器を導入する際は、初期パスワードを変更するとともに、ファームウェアを最新にし、見覚えのない設定変更がないか定期的に確認します。また、メーカーのサポートを受けるようにします。
- スマートフォンのアプリは公式サイト以外のサイトからインストールしません。
- パソコンやスマートフォンのバックアップは定期的を取得します。
- スマートフォンやパソコンの紛失防止に努めるとともに、セキュリティ対策としてロック画面の機能を活用します。

2 事業者

〔規範意識の向上〕

- 20歳未満の者に対して、酒、たばこの販売を行わないよう、年齢確認をしっかりと行います。
- 18歳未満の者を有害役務営業で客に接する業務に従事させ又は客とすることのないように年齢確認をしっかりと行います。
- 「犯罪実行者募集情報」いわゆる「闇バイト」に応じないように啓発します。また、犯行に関する募集等に関する情報に接したときは警察等に連絡します。

〔再犯防止対策〕

- 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、再

犯防止に向けた就業支援、住居確保の支援等に協力します。

【防犯性の高い住まい・まちづくり】

- 「地域コミュニティの担い手」として、街路灯、防犯カメラの設置など地域の防犯活動に寄与します。
- 防犯設備士等による建物の防犯診断・防犯相談を実施します。
- 工場、事務所、倉庫等の建設に当たっては、死角をなくすような防犯設計に努め、塀、垣根の設置に際しても、不審者が隠れにくいよう視認性に配慮します。また、侵入の足掛かりとならないよう設備の配置や商品の管理を行います。
- 従業員、警備員等による巡回や声掛けなどのソフト面及び照明設備や防犯カメラの設置、機械設備の導入などのハード面の対策により、駐車場や施設内に犯罪企図者が近づき難くするとともに、駐車場等が少年たちのたまり場になることを防ぐことにより、犯罪を未然に防止します。
- 住宅、駐車場、店舗等への防犯カメラ、センサー付きライト等防犯設備の普及を図ります。
- 防犯カメラについては、不審者を感知した旨をスマートフォンに通知する機能を有するスマホ連動型防犯カメラ等の有効性についても広報し、導入を促進します。
- マンション及び戸建住宅の新改築において、ＣＰ建物部品等の導入を積極的に推奨します。
- 「防犯優良マンション認定制度」及び「防犯住宅認定制度」の普及を図ります。
- 自転車盗被害を防止するため、管理する駐輪場における定期的な巡回を行い、無施錠自転車の所有者に、施錠の必要性を気付かせて施錠を促すとともに、照明、防犯カメラ、自転車をワイヤー錠などで固定するためのスタンド、バー等自転車の盗難防止等を配慮した設備の導入に努めます。

【歓楽街の環境浄化】

- 歓楽街の景観に関わるゴミの散乱、放置自転車、落書き等について、街並みの維持・改善のため地域の団体や市町村と連携してパトロール、清掃活動等に取り組めます。
- 酒類提供等営業（店舗を設け、客に酒類を提供し、客の接待をして営む営業）を営む者は、いわゆる「ぼったくり」と言われるような不当に高額な料金請求や違法な客引きを始めとした不法行為は行いません。
- 店舗賃貸契約に際し、違法な風俗営業等を行ったときは契約を解除できる旨の内容を規定します。

【サイバーセキュリティ対策の強化】

- IPAⁱⁱやNISCⁱⁱⁱなどが発信している最新の脅威や攻撃の手口を積極的に入手し、社内や委託先と共有します。
- 行政や警察等が主催するセミナーや講演、イベント等に参加し、サイバー空間における脅威の情勢を把握して知識を高め、自主的な被害防止対策に取り組みます。
- 情報セキュリティポリシー（情報セキュリティに関する基本方針、対策基準）を策定し、定期的に評価・見直しを行い、対策レベルを高めます。策定したセキュリティポリシーは、社内に浸透、普及、定着させます。
- サイバーセキュリティ対策を実践する上での責任者・担当者を指定し、セキュリティインシデント（情報漏えいや改ざん、破壊・消失、情報システムの機能停止またはこれらにつながる可能性のある事象など）が発生した際の連絡・復旧体制を構築します。また、バックアップは定期的を取得し、ネットワークから物理的に切り離して保管するよう努めます。
- 情報へのアクセス権を見直し、無関係な人がウェブサービスや機器を使うことができないように設定します。
- コンピュータやインターネットを利用する場合は、不正な通信の制御と管理を行うように努めます。
- 従業員に向けてサイバーセキュリティに関する教養を実施し、従業員のサイバーセキュリティに対する意識や情報リテラシーを向上させるとともに、教養の浸透状況を適宜点検します。
- パソコンやルータ等のネットワーク機器のOSやソフトウェアは、修正プログラムを適用する、または最新版を利用します。
- ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイル（パターンファイル）は常に最新の状態にします。
- ルータ等のネットワーク機器を導入した際は、初期パスワードを変更し、メーカーのサポートを受けるようにします。また、見覚えのない設定変更がないか定期的に確認します。
- 業務を外部に委託する場合は、サイバーセキュリティに関する委託先の責任や実施すべき対策を明確にし、委託先で同等の対策が行われるように努めます。また、レンタルサーバーやクラウドサービスなど業務で外部サービスを利用する場合は、利用規約や付随するサイバーセキュリティ対策などを十分に検討し、信頼できる外部サービスを利用します。
- 業務でテレワークを利用する場合は、システム構成や機器に合わせたサイバーセキュリティ対策を構築するとともに、テレワークに関するルールを定

ⁱⁱ 独立行政法人情報処理推進機構

ⁱⁱⁱ 内閣サイバーセキュリティセンター

め、テレワーク勤務者に周知します。

〔犯罪インフラ対策の推進〕

- 警察と連携して犯罪インフラの構築を許さない環境整備を推進します。
- オンラインカジノサイトの利用を助長する環境の排除に努めます。

3 団 体

〔規範意識の向上〕

- 学区（校区）内の清掃活動等のボランティア活動を強化し、子供の規範意識を向上させるとともに、生活環境をより良くします。
- 児童生徒等の非行防止や居場所づくりに努めます。
- 違法な広告物・ビラ、違法駐車車両の放置等といった犯罪を誘発するおそれのある有害な環境の浄化に取り組みます。
- 「犯罪実行者募集情報」いわゆる「闇バイト」に応じないように啓発します。また、犯行に関する募集等に関する情報に接したときは警察等に連絡します。

〔再犯防止対策〕

- 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、その協力に努めます。

〔防犯性の高い住まい・まちづくり〕

- 防犯パトロールに併せて、管理が不適切な空き家や街灯のない駐車場など、犯罪が発生しやすい箇所を把握するとともに、落書き消しなどの環境改善を実施します。
- 犯罪の多発場所等に街頭防犯カメラ及び防犯プレートの設置を検討します。
- 防犯灯の管理を徹底するとともに、増設について検討し、市町村等に提言します。
- 防犯グッズやC P建物部品等の普及を図ります。
- 「防犯優良マンション認定制度」及び「防犯住宅認定制度」の普及を図ります。

〔歓楽街の環境浄化〕

- 歓楽街の景観に関わるゴミの散乱、放置自転車、落書き等について、街並みの維持・改善のため事業者団体や市町村と連携してパトロール、清掃活動等に取り組みます。

〔サイバーセキュリティ対策の強化〕

- 警察や行政等が発信している最新の脅威や攻撃の手口を積極的に入手して、広報啓発活動に反映させます。
- 町内会や自治会、PTA、子供会などにおいて、サイバーセキュリティに関する定期的な情報交換、意見交換の場を設けます。

- パソコンやルータ等のネットワーク機器のOSやソフトウェアは、修正プログラムを適用する、または最新版を利用します。
- ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイル（パターンファイル）は常に最新の状態にします。
- パスワードは「長く」、「複雑に」、「使い回さない」ようにするなど強固なパスワードを使用し、不正利用を防止するため適切に保管します。
- ルータ等のネットワーク機器を導入した際は、初期パスワードを変更し、メーカーのサポートを受けるようにします。また、見覚えのない設定変更がないか定期的に確認します。
- 添付ファイル付きのメールやリンク付きのメールについては、送信元への確認を行うなど、その真偽を確かめ、不用意にメールの添付ファイルを開いたり、リンク先にアクセスしたりしないようにします。
- 警察や自治体と連携し、サイバー犯罪防止講話や街頭における広報啓発活動を通じて、県民のサイバー空間における規範意識の向上を図ります。

【犯罪インフラ対策の推進】

- 警察と連携して犯罪インフラを構築させない機運の醸成を図ります。

4 市町村

【規範意識の向上】

- 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動を実施します。
- 「犯罪実行者募集情報」いわゆる「闇バイト」に応じないように啓発します。また、犯行に関する募集等に関する情報に接したときは警察等に連絡します。
- 民生委員、児童委員等が協働して行っている非行犯罪防止活動が県内全域で行われるよう、未実施地域への普及強化を進めます。

【再犯防止対策】

- 犯罪・非行を防止し、罪を犯した人たちの立ち直りを支えるための理解と協力について周知するため、「社会を明るくする運動」を始めとした啓発活動を実施します。

【防犯性の高い住まい・まちづくり】

- 犯罪を誘発するおそれのある有害な環境の浄化に取り組みます。
 - ・ 防犯上不適切な箇所等の調査
 - ・ 違法な屋外広告物の巡回パトロール及び除去活動の実施
 - ・ ゴミ拾い活動、落書き消し活動などの実施
- 公共施設への防犯カメラの設置に努めるとともに、自主防犯団体等が行う防犯カメラの設置を促進するため、地域の実情に応じて、防犯カメラ設置補助制度の拡充に努めます。あるいは、創設を検討します。

- 犯罪が多発する地域を重点地区に指定し、広報啓発活動、パトロール活動、専門家による防犯診断等を集中的に実施します。
- 防犯灯の増設・改修及び一戸一灯運動の啓発などにより、安全な地域づくりに努めます。
- 住宅防犯診断などを通じた防犯性の高い住宅の普及、公園、道路等の整備に努めます。
- 庁舎の展示スペースや住民が集まるイベントの場などを利用して、ＣＰ建物部品、自動車盗難防止装置等の防犯グッズの紹介を行います。
- 自転車盗被害を防止するため、駐輪場における定期的な巡回を行い、無施錠自転車の所有者に、施錠の必要性を気付かせて施錠を促すとともに、照明、防犯カメラ、自転車をワイヤー錠などで固定するためのスタンド、バー等自転車の盗難防止等を配慮した設備の導入に努めます。
- 生活環境保全のため、管理が不適切な空き家等の所有者や管理者に対し、適正な管理を行うよう呼びかけます。

〔歓楽街の環境浄化〕

- 歓楽街の景観に関わるゴミの散乱、放置自転車、落書き等について、街並みの維持・改善のため事業者団体や地域の団体等と連携してパトロール、清掃活動等に取り組みます。

〔サイバーセキュリティ対策の強化〕

- 情報セキュリティポリシー（情報セキュリティに関する基本方針、対策基準）を策定し、職員等に浸透、普及、定着させます。
- 策定した情報セキュリティポリシーの定期的な評価・見直しを行い、情報セキュリティ対策の実効性を確保するとともに、対策レベルを高めていきます。
- ＩＰＡやＮＩＳＣなどが発信している最新の脅威や攻撃の手口を積極的に入手して、広報啓発活動に反映させます。
- 警察等の関係機関と連携し、広報啓発活動を通じて、県民のサイバー空間における規範意識の向上を図ります。
- 広報啓発活動を効果的に実施するため、警察等が作成した資料を積極的に活用します。
- 町内会や自治会、ＰＴＡ、子供会などにおいて、サイバーセキュリティに関する定期的な情報交換、意見交換の場を設けます。

〔犯罪インフラ対策の推進〕

- 警察と連携して犯罪インフラを構築させない機運の醸成を図ります。

Ⅲ 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進

前戦略に引き続き、特殊詐欺、侵入盗、自動車盗の対策を最重点として取り組みます。

学校、地域、家庭、警察などとも一体となって、犯罪ごとの特徴を踏まえながら、被害の未然防止や拡大防止、検挙活動に取り組むとともに、子供、女性、高齢者、障害者が被害者となる犯罪を防止するための対策を進めます。

また、暴力団対策はもとより、組織化された犯行グループにより連続的に行われる犯罪やサイバー空間における犯罪などの社会情勢を反映した新手法の犯罪に迅速、的確に対応します。

（「戦略2026」より）

1 県 民

〔身近で発生する犯罪の抑止〕

- 他人の家を覗き込んでいたりするような不審者や同じところを何度も通行する不審車両などを見かけた際は、警察へ通報するなど、地域が連携して抑止に取り組めます。

〔サイバー事案の対策〕

- フィッシング対策の合い言葉である「メールのリンクは押さない」を遵守し、メールやメッセージのリンクにはアクセスせず、正規のウェブサイトのURLを直接入力して確認するか、正規のアプリから行います。また、家族や知人、会社内で呼びかけます。
- 添付ファイル付きのメールやリンク付きのメールについては、送信元への確認を行うなど、その真偽を確かめ、不用意に電子メールの添付ファイルを開いたり、リンク先にアクセスしたりしないようにします。また、心当たりのないメールやメッセージは開封せず、削除します。

〔特殊詐欺の対策〕

- 特殊詐欺は特に厳しい情勢となっているため、警察が発信する情報の収集に努めます。
- 警察官をかたる手口による特殊詐欺の被害に遭わないようにするために、相手が警察官を名乗ったとしても、また、警察本部や警察署の電話番号が表示されたとしても、すぐに信用せず、電話を切って掛け直すなどして、被害防止に努めます。
- 家族の絆や地域の絆の強化を図り、特殊詐欺の被害者を生まない環境づくりを推進します。
- 日頃から家族間や地域のコミュニケーションを図り、家族や地域の絆で被害を防ぐよう心掛けます。また、新しい犯罪手口について、家族で共有し、犯罪被害防止に努めます。

- 声掛け訓練や合同キャンペーンなどの特殊詐欺被害防止活動に参加します。
- 自宅の固定電話で怪しい電話を受けないように、国際電話の取扱休止や発信者番号を表示するサービスなどを活用したり、自動録音機能、着信拒否機能の付いた電話機を活用します。また、携帯電話で怪しい電話やメールを受けないように、セキュリティサービスを活用したり、知らない番号からの電話には応答しないようにします。
- 特殊詐欺の被害に遭わないよう、怪しい電話があったときは、相手を確認し、一度電話を切って、自分で判断せずに警察や家族に必ず相談します。また、心当たりのないメールや郵便物等を受け取ったときも相談します。
- SNSなどによる怪しい求人等に応じることなく、「受け子」、「架け子」など特殊詐欺を始めとした犯罪には絶対に加担しません。
- パソコン画面に突然表示される「ウイルス感染」の警告、「有料会員登録料」の請求に関する問い合わせ先や有料サイト等の未納料金を請求するメールに記載された連絡先には電話しないようにします。
- 他人にキャッシュカードを渡しません。また、キャッシュカードを封筒に入れて保管を依頼されても応じません。
- キャッシュカードの暗証番号を尋ねたり、自宅内の現金保管状況や資産状況等を尋ねるなどの不審な電話には決して答えることなく、直ちに警察へ通報します。
- ATMでの利用限度額を引き下げるなどの対策に努めます。
- 「STOP! ATMでの携帯電話」運動に協力し、ATMの操作中に携帯電話等を使用しないよう注意するほか、携帯電話を使用しながらATMを操作する高齢者など、特殊詐欺の被害が疑われる者を見かけたときには、積極的に声掛けし、警察へ通報します。
- 他県においては、空き家が特殊詐欺の被害金等の受け取り場所に悪用されている実態が見られることから、空き家の所有者等は、特殊詐欺に悪用されないために鍵を厳格に管理し、空き家の状況を定期的に確認します。

【SNS型投資・ロマンス詐欺の対策】

- 投資詐欺の被害に遭わないために、SNSで勧誘する「もうけ話」には乗りません。
- 恋愛感情等につけ込んだ詐欺に遭わないために、直接会ったことのない相手からの金銭の要求には応じません。

【犯罪実行者募集情報への対策】

- 脅迫されていることを理由に、犯罪に加担しようとしている者やその家族の相談や保護について、警察が受け付けていることを理解し、相談するように努めます。
- 仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬の支払いを示唆する求人情報には応

募しません。

- 応募者に対して、匿名性の高いアプリへ誘導する、運転免許証や顔写真等の個人情報の送信を求めるなど、不審点のある求人情報には応募しません。

【侵入盗の対策】

- 短時間の外出でも住居・物置・車庫等の施錠の徹底を図るとともに、窓やドアはツーロックにします。また長期外出時には、外出していることをSNS等に載せない、新聞の配達を止めるなど、不在を悟られない対策を実施します。
- 防犯カメラ、CP建物部品、補助錠など防犯器具の活用に努めます。
- 防犯カメラについては、不審者を感知した旨をスマートフォンに通知する機能を有するスマホ連動型防犯カメラ等の有効性についても広報し、導入を促進します。
- 自宅に不要不急の多額の現金を保管しないように努めます。
- SNSなどで高価な衣類、時計、アクセサリーの所持をむやみに公表せず、窃盗犯人に狙われないように努めます。
- 高価な金品を保管する場合には防盜性の高い金庫の活用にも努めます。
- 宅配業者の訪問を偽装する者への対策として、宅配ボックス等を活用した非対面形式の宅配方法の導入に努めます。
- 空き家の所有者等は、被害防止対策として、現金、貴金属、ブランド品等を保管しない「空っぽ空き家」にします。
- 空き家の庭木の手入れや駐車場所の利活用など、地域の目で被害を防止する取組に努めます。

【自動車関連窃盗の対策】

- 盗難が多発している車種を所持する際には、周りが囲われた駐車場に停めるように努め、開かれた場所に駐車する際は、複数の防犯対策をします。
- 短時間でも自動車を離れるときは、必ずエンジンを停止し、ドアロックをするとともに、車内にエンジンキーやバッグ等を置いたままにしません。また、複数の防犯対策の組合せや、セキュリティのアップグレード、ナンバープレート盗難防止ネジなどの導入に努めます。
- 駐車(輪)場を利用する場合には、明るく管理された見通しのよい駐車(輪)場を選びます。
- 自動車の鍵を適切に保管し、盗難被害に遭わないように努めます。

【認知件数が多い犯罪の対策】

- 自転車は、無施錠での盗難被害が多いことから、駐輪する際は短時間でも確実に施錠します。
- 電動アシスト自転車のバッテリーは、ツーロックにします。

【薬物乱用防止の対策】

- 違法薬物やオーバードーズの危険性について家族で話し合い、家庭内に薬物

乱用防止意識を醸成します。

〔暴力団対策〕

- 暴力団排除の「三ない運動＋１」（「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」）を推進します。
- 青少年を暴力団に加入させない、又は、暴力団の排除の重要性を認識して暴力団に対する正しい理解の下に行動することができるように、青少年に対する指導及び助言を行うよう努めます。
- 暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県・警察に対し、情報を提供します。

〔児童虐待防止の対策〕

- 虐待を受けたと思われる子供がいたら、すぐに児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」に通報、または最寄りの市町村や児童相談所等へ通告します。

〔ストーカーやDVの対策〕

- ストーカー・DV被害の防止について、正しい知識を得るように努めます。
- ストーカー・DV被害を受けた場合や、被害を知った場合には、警察や女性相談支援センター等に相談するように努めます。

〔性犯罪・性暴力の対策〕

- 性犯罪・性暴力被害の防止について、正しい知識を得るように努めます。

〔学校内及び通学路等における安全対策〕

- 子供の登下校時に合わせて、屋外の清掃や花・草木への水やり等を行うことにより、監視の目となります。
- 地域の一員として、子供や子育てを見守るとともに、子供や家族の様子が不自然である等気になる場合は、相談機関や児童相談所、警察に相談します。
- 子供の健全育成を図るため、地域の環境浄化運動等に積極的に参加します。
- 子供が身の危険を感じたときに助けを求めて駆け込める緊急避難場所である「こども110番の家」の設置に協力します。
- 子供の通学経路を子供と保護者等で確認し合い、その安全性を家庭でも点検します。

〔子供をSNS等に起因する性被害を始めとするインターネット上の犯罪から守る取組〕

- 子供が携帯電話やスマートフォンを使うときは、安全のためフィルタリングを設定するほか、子供がサイバー犯罪の被害者にならないために、家庭で話し合うように心掛けるとともに、インターネット利用について家庭内でルールを定めます。
- J Kビジネスを始め児童買春や児童ポルノ製造等の子供の性被害防止につい

て、正しい知識を得るように努めます。

- 愛知県青少年保護育成条例の改正（2025年7月1日施行）により新設された「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」の規定を遵守し、青少年を裸体等の撮影画像を送らされる被害から守ります。

〔女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくり〕

- 地域等で開催される防犯教室、護身術訓練等の研修会に参加するなど、防犯知識・技術の習得に努めます。
- 女性・高齢者・障害者を狙った犯罪の防犯対策を家庭で話し合うよう心掛けます。また、別居の場合は、家族同士お互いに連絡し合い、犯罪に遭わないための防犯対策を話し合うよう心掛けます。
- 身近な女性・高齢者・障害者の異変を感じたら、市町村窓口へ連絡します。
- 女性を狙った性犯罪等に遭わないよう「暗い道、人通りの少ない道は通らない」、「背後に注意する」、「電車利用時に女性専用車両に乗車する、ドア付近に立つことを避ける」、「防犯ブザーを携帯してすぐに使える状態にしておく」など、常に防犯意識を持って行動します。

2 事業者

〔身近で発生する犯罪の抑止〕

- 犯罪防止のポスターやイラスト等を駅や施設等の顧客から視認できる場所に掲示し、啓発に努めます。
- 他人の家を覗き込んでいたりするような不審者や同じところを何度も通行する不審車両などを見かけた際は、警察へ通報・情報提供するなど、地域が連携した抑止活動に協力します。
- 自動販売機は、集金を頻繁に行います。
- 堅牢な自動販売機の導入や自動販売機への警報装置の設置等により防犯性能の強化に努めます。
- 自動販売機の鍵穴や扉部分に堅固なカバーやチェーンなどを取り付けます。
- 愛知県自動販売防犯対策協議会による情報報奨金制度の継続実施により110番通報の促進を呼び掛けます。

〔サイバー事案の対策〕

- 関係機関や関連企業と連携し、セキュリティインシデントの発生を想定した模擬訓練を実施するなど、被害発生時における対処能力の向上に努めます。
- セキュリティインシデントが発生した場合は、被害拡大防止や復旧対応に併せて、法令やガイドライン等に基づき、速やかに事業所管省庁等に報告します。また、セキュリティインシデントが、サイバー犯罪に起因すると疑われる場合には、速やかに警察へ通報するとともに、捜査に協力します。

〔特殊詐欺の対策〕

- 警察官をかたる手口による特殊詐欺の被害に遭わないようにするために、相手が警察官を名乗ったとしても、また、警察本部や警察署の電話番号が表示されたとしても、すぐに信用せず、電話を切って掛け直すことを従業員に対して啓発し、被害防止意識の徹底を図ります。
 - 加入している事業者団体の会員、従業員等に対し、特殊詐欺の被害防止に効果的な研修会等を実施します。
 - 「特殊詐欺捜査協力報奨金制度」の周知に努めます。
 - 従業員等に対し、SNS等を通じて高額収入等の甘言を用い、強盗や特殊詐欺等の犯罪に加担することの募集には応じないよう啓発、教育を実施します。
 - 特殊詐欺の被害防止のため、ATM付近への注意喚起ポスターの掲示や店内放送等での呼び掛けを実施するとともに、「STOP！ATMでの携帯電話」運動の周知に努めます。
 - 声掛け訓練や合同キャンペーンなどの被害防止活動を推進します。
 - 怪しい電話、心当たりのないメール・郵便物等を受け取ったときは必ず家族や警察等に相談することを広報啓発し、被害防止意識の徹底を図ります。
 - 従業員それぞれが、家族の絆や地域の絆の強化を図り、特殊詐欺の被害者を生まない環境づくりを推進します。
 - 特殊詐欺等の被害防止対策に有効な、固定電話の国際電話取扱休止や発信者番号を表示するサービス等の活用を促進するほか、自動録音機能や着信拒否機能の付いた電話機等の普及を図ります。
 - 店舗窓口における一口広報のほか、高齢者の高額振り込み、高額引き出しなど、特殊詐欺の被害が懸念される場合は、積極的な声掛け活動を進めるとともに警察に通報するなど、特殊詐欺の被害を発生させないようにします。
 - ATMの利用限度額の引下げのほか、顧客による利用限度額の引下げを働きかけます。
 - 架空料金請求詐欺等の被害防止のため、コンビニエンスストアなどにおいては、電子マネー購入客や収納代行利用客への積極的な声掛けを実施します。
 - 商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるように努めるとともに、被害防止のための広報啓発に努めます。
 - 宅配便の荷受け時において、利用客に対し現金が宅配便に在中していないか、積極的に声掛けを実施します。
 - 管理物件の空き家は、特殊詐欺に悪用されないために鍵を厳格に管理し、空き家の状況を定期的に確認します。
- 〔SNS型投資・ロマンス詐欺の対策〕**
- 投資詐欺の被害に遭わないために、SNSで勧誘する「もうけ話」には乗らないよう周知します。
 - 恋愛感情等につけ込んだ詐欺に遭わないために、直接会ったことのない相手

からのお金の要求には応じないよう周知します。

【犯罪実行者募集情報への対策】

- 脅迫されていることを理由に、犯罪に加担しようとしている者やその家族の相談や保護について、警察が受け付けていることを広く広報します。
- 仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬の支払いを示唆する求人情報には応募しないよう周知します。
- 匿名性の高いアプリへ誘導する、運転免許証や顔写真等の個人情報の送信を求めるなど、不審点のある求人情報には応募しないよう周知します。
- SNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせるような表示はしません。

【侵入盗の対策】

- 無締まりによる被害の防止のための広報啓発活動を実施します。
- 玄関、窓のツーロック及び補助錠の普及を図ります。
- 防犯カメラ、CP建物部品等及び防犯性の高い住宅の普及を図ります。
- 防犯カメラについては、不審者を感知した旨をスマートフォンに通知する機能を有するスマホ連動型防犯カメラ等の有効性についても広報し、導入を促進します。
- 店舗、事務所等に不要不急の現金を保管しないように努めます。
- 「住宅ドロボウ通報応援制度」の実施により110番通報を呼び掛けます。
- 宅配業者の訪問を偽装して侵入する手口の対策として、宅配ボックス等を活用した非対面形式の宅配方法の普及を促進します。
- 空き家の所有者等に対して、利活用や処分などの相談に応じるようにします。

【自動車関連窃盗の対策】

- 自動車関連窃盗等の被害実態及び新たな手口の周知に努め、被害防止対策の普及を図るとともに、啓発活動を推進します。
- 「自動車関連窃盗情報報奨金制度」の継続実施により110番通報の促進を呼び掛けます。
- 盗難防止対策として、ハンドル固定装置、タイヤロック等複数の防犯装置を取り付ける対策を推進するとともに、セキュリティのアップグレード、イモビライザ、警報器、GPS装置等、追加の電子機器類の取り付けを推奨します。
- ナンバープレート盗難の被害防止に有効な盗難防止ネジの普及を図ります。
- 街路灯整備や出入口の施錠管理など防犯カメラやミラー、照明灯の設置等、駐車場における防犯環境の整備に努めます。

【認知件数が多い犯罪の対策】

- 自転車は、無施錠での盗難被害が多いことから、駐輪する際は短時間でも確実な施錠を呼び掛けるポスターの掲示などの広報啓発活動を実施するとともに

に、防犯性の高い施錠設備の普及を図ります。

- 顧客・従業員に対し、店内・車内・事業所内で、放置自転車を減らすための啓発を行います。
- 万引きを認知した際には、必ず警察に通報し捜査にも協力します。
- 加害者をつくらないことを目的に従業員一人一人が万引きのしにくい店舗づくりを行えるよう指導を徹底します。
- 警備員の巡回、店員による積極的な声掛けなどのソフト面の対策及び防犯カメラの設置、増設、防犯タグ付値札の活用などのハード面の対策により、万引き被害を防止します。

〔薬物乱用防止の対策〕

- 薬物乱用防止キャンペーンの開催、啓発用ポスターの掲示及び啓発資材の配布を行い、薬物乱用の危険性を訴えます。

〔暴力団対策〕

- 暴力団排除の「三ない運動＋１」（「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」）を実践するとともに、暴力団の排除に資する情報を知ったときは、警察に情報提供します。
- 各事業所等において、暴力団等からの不当要求に対する対応体制を整備し、愛知県暴力追放運動推進センターが行う不当要求防止責任者講習を積極的に受講します。
- 警察や関係団体との連携を強化し、暴力団排除宣言、暴力追放ステッカー、暴力追放ポスターを事業所の出入口等目立つところに掲示します。
- 取引に際し、契約書等に暴力団排除条項を整備するとともに、契約相手に暴力団等ではないことの表明・確約書の作成、提出を求めます。
- 暴力団離脱者の就労支援活動を、警察、愛知県暴力追放運動推進センター、県、市町村、職業安定機関等と連携して推進します。

〔不法滞在外国人を減少させるための対策〕

- 外国人の不法就労・不法滞在・所在不明防止のため、雇用契約時、住宅の賃貸契約時における身分の確認をしっかりと行います。

〔ストーカーやDVの対策〕

- 顧客、従業員等に対し、ストーカー・DVの被害防止に関する啓発を実施します。
- ストーカー・DV被害について、警察や女性相談支援センター等に相談できることを従業員に周知します。

〔性犯罪・性暴力の対策〕

- 従業員が通勤途中に痴漢などの性犯罪に遭わないための防犯講習等を実施します。

〔学校及び通学路等における児童・生徒の安全対策〕

- 子供の安全確保のために、事業所、店舗をこども110番の家として活用します。
- 子供の登下校時の見守り活動の実施や、店頭等において積極的に声掛けを行うほか、子供の安全確保のため、防犯カメラを活用します。

〔子供をインターネット上の犯罪から守る取組〕

- 子供が携帯電話やスマートフォン等を安全に使用するため、販売する際には、フィルタリングの利用促進に努めます。
- 顧客、従業員等に対し、J Kビジネスを始め児童買春や児童ポルノ製造等の子供の性被害防止に関する啓発を実施します。

〔女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくり〕

- 女性従業員を対象とした防犯訓練等の研修会を実施します。
- 女性従業員に対して、性犯罪等に対する注意喚起を促す声掛けを行います。
- 女性・高齢者・障害者が犯罪被害から逃れるための場所や通報場所として店舗等を活用できるよう配慮します。また、情報発信を積極的に行い、犯罪の防止に協力します。
- 犯罪被害防止のための防犯ブザーの普及を推進します。
- 商業施設の管理者は、店舗の内外やエスカレーターへの防犯カメラの設置、従業員や警備員による店内の警戒、店内放送による注意喚起を実施します。

3 団 体

〔身近で発生する犯罪の対策〕

- 他人の家を覗き込んでいたりするような不審者や同じところを何度も通行する不審車両などを見かけた際は、警察へ通報するなど、地域が連携した抑止活動に協力します。

〔サイバー事案の対策〕

- 違法情報、有害情報を発見した際は、管理者等に通報します。
- サイバー事案に遭った場合は、速やかに警察へ通報するとともに、捜査に必要な通信記録等を提出します。

〔特殊詐欺の対策〕

- 警察官をかたる手口による特殊詐欺の被害に遭わないようにするために、相手が警察官を名乗ったとしても、また、警察本部や警察署の電話番号が表示されたとしても、すぐに信用せず、電話を切って掛け直すことを広報啓発し、被害防止意識の徹底を図ります。
- 特殊詐欺等の被害防止対策に有効な固定電話の国際電話取扱休止や発信者番号を表示するサービス等の活用を促進するほか、自動録音機能や着信拒否機能の付いた電話機等の普及を図ります。

- 怪しい電話、心当たりのないメール・郵便物等を受け取ったときは必ず警察や家族に相談することを広報啓発し、被害防止意識の徹底を図ります。
- SNS等を通じて高額収入等の甘言を用い、強盗や特殊詐欺等の犯罪に加担することの募集に若者達が応じないように注意喚起をします。
- 携帯電話で通話しながらATMを操作するなど被害が疑われる人への声掛けや不審者の発見を目的としたパトロールの強化に努めます。
- 声掛け訓練や合同キャンペーンなど地域での特殊詐欺被害防止の啓発活動を実施します。
- 家族の絆や地域の絆の強化を図り、特殊詐欺の被害者を生まない環境づくりを推進します。

【SNS型投資・ロマンス詐欺の対策】

- 投資詐欺の被害に遭わないために、SNSで勧誘する「もうけ話」には乗らないよう周知します。
- 恋愛感情につけ込んだ詐欺に遭わないために、直接会ったことのない相手からの金銭の要求には応じないよう周知します。

【犯罪実行者募集情報への対策】

- 脅迫されていることを理由に、犯罪に加担しようとしている者やその家族の相談や保護について、警察が受け付けていることを広く広報します。
- 仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬の支払いを示唆する求人情報には応募しないよう周知します。
- 匿名性の高いアプリへ誘導する、運転免許証や顔写真等の個人情報の送信を求める等、不審点のある求人情報には応募しないよう周知します。
- SNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報を提供する時は、虚偽の表示又は誤解を生じさせるような表示はしません。

【侵入盗の対策】

- 自宅、会社、事務所、店舗等に不要不急の現金を保管しないように啓発します。
- 宅配業者の訪問を偽装して侵入する手口の対策として、宅配ボックス等を活用した非対面形式の宅配方法の普及を促進します。

【自動車関連窃盗の対策】

- 自動車関連窃盗等の被害実態の周知に努め、被害防止対策の啓発活動を推進します。

【認知件数が多い犯罪の対策】

- 自転車盗対策として、ツーロックの普及のための広報啓発活動を実施します。

【薬物乱用防止の対策】

- 薬物乱用防止啓発用ポスターの掲示及び啓発資材の配布を行い、薬物乱用の

危険性を訴えます。

〔暴力団対策〕

- 暴力団排除の「三ない運動＋１」（「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」）を推進します。
- 警察や行政機関、関係団体、地域住民と連携して暴力団が介在しにくい安全なまちづくりを推進します。
- 暴力団犯罪の未然防止のため、警察に情報を提供します。

〔児童虐待防止の対策〕

- 児童虐待等の早期発見、早期対応につなげるため、予兆を見知った場合は速やかに関係機関に連絡するとともに、児童虐待防止の広報啓発活動を実施します。

〔ストーカーやDVの対策〕

- ストーカー・DVの被害防止に関する啓発を実施します。
- ストーカー・DV被害について、警察や女性相談支援センター等に相談できることを広報します。

〔性犯罪・性暴力の対策〕

- 関係機関と連携し、性犯罪・性暴力の被害防止に向けた広報啓発を実施します。

〔学校内及び通学路等における安全対策〕

- 学校や家庭、登下校時における安全について、保護者等を含めた防犯教室等を実施します。
- 通学路等における子供の安全対策を推進するため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。
- 通学路等の点検を行い、危険箇所を把握し、児童生徒に周知するとともに、安全マップの見直しを行います。
- 県、市町村等と連携し、保育所、学校等の間で不審者情報の共有を図るとともに、園児・児童生徒・保護者への円滑な情報提供に努めます。
- 警察、学校と連携し、こども110番の家の拡充を図るとともに、子供達が利用しやすい環境づくりに努めます。
- 見守り隊の活動に参加し、子供の見守り体制を確立するとともに、子供の安全確保のための実践事例をホームページに掲載します。
- 幼稚園・保育所等の門扉・フェンスや防犯カメラ等の防犯施設・設備の整備に努めるとともに、登園時の園児等の防犯対策（園等と保護者の連携・通園バスの防犯対策等）を実施します。

〔子供をインターネット上の犯罪から守る取組〕

- 子供が携帯電話やスマートフォンを安全に使うために有効なフィルタリング

の設定を促進する啓発活動を実施します。

- インターネットや携帯電話、スマートフォン等を利用した犯罪の被害に遭わないための防犯教室を実施します。

〔女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくり〕

- 女性・高齢者・障害者を狙った犯罪防止のための広報啓発活動を実施します。
- 加盟団体、会員、職員の女性を対象に、チラシや文書等により性犯罪等に対する注意喚起を行うとともに、防犯教室、護身術訓練等の研修会を実施します。
- 講演形式の他、オンラインやインターネット動画など状況に合わせた防犯教室を開催します。
- 女性の安全対策を推進するため、地域の特性に応じた独自の防犯活動を企画・実践し、その成果を他の地域と共有します。
- 所属する団体の役割に応じて、女性・高齢者・障害者への声掛けや見守りを行います。
- 特殊詐欺など高齢者を狙った犯罪の被害防止活動に取り組みます。

4 市町村

〔身近で発生する犯罪の抑止〕

- 地域住民等が不審者（車）を発見した際は警察へ通報するなど、地域が連携して抑止に取り組みます。
- 県、警察との緊密な連携により地域の犯罪情勢を把握し、自ら持つネットワークを始め各種広報媒体を活用した啓発活動を推進します。
- 犯罪が多発する地域を重点地区に指定し、広報啓発活動、パトロール活動、専門家による防犯診断等を集中的・継続的に実施します。

〔サイバー事案の対策〕

- 被害が発生したときは、広報ツールを利用したタイムリーな情報発信に努めるとともに、あらゆる住民応接の機会に注意喚起します。
- セキュリティインシデントが発生した場合は、法令やガイドライン等に基づき、所管省庁等に報告します。また、セキュリティインシデントが、サイバー犯罪に起因すると疑われる場合は、速やかに警察へ通報するとともに、捜査に必要な通信記録等を提出します。

〔特殊詐欺の対策〕

- 警察官をかたる手口による特殊詐欺の被害に遭わないようにするために、相手が警察官を名乗ったとしても、また、警察本部や警察署の電話番号が表示されたとしても、すぐに信用せず、電話を切って掛け直すことを広報啓発し、被害防止を図ります。

- 家族の絆や地域の絆の強化を図り、特殊詐欺の被害者を生まない環境づくりを推進します。
- 被害防止の為の声掛け訓練や合同キャンペーンなどの特殊詐欺被害防止活動を推進します。
- 怪しい電話、心当たりのないメール・郵便物等を受け取ったときは必ず家族や警察等に相談することを広報啓発し、被害防止意識の徹底を図ります。
- 被害の状況に応じて広報ツールを利用したタイムリーな情報発信に努めるとともに、あらゆる住民応接の機会に注意喚起します。
- 特殊詐欺等の被害防止対策に有効な固定電話の国際電話取扱休止や発信者番号を表示するサービス等の活用を促進するほか、自動録音機能や着信拒否機能の付いた電話機等の普及を図ります。また、実情に応じて、設置補助金制度等の創設及び拡充に努めます。
- 特殊詐欺の新たな手口や多発する手口、「受け子」、「架け子」の問題など、様々な世代への広報啓発を実施します。

【SNS型投資・ロマンス詐欺の対策】

- 投資詐欺の被害に遭わないために、SNSで勧誘する「もうけ話」には乗らないよう広報します。
- 恋愛感情につけ込んだ詐欺に遭わないために、直接会ったことのない相手からのお金の要求には応じないよう広報します。

【犯罪実行者募集情報への対策】

- 「犯罪実行者募集情報」いわゆる「闇バイト」の危険性に関する情報の広報に努めます。
- 脅迫されていることを理由に、犯罪に加担しようとしている者やその家族の相談や保護について、警察が受け付けていることを広く広報します。
- 仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬の支払いを示唆する求人情報には応募しないよう周知します。
- 匿名性の高いアプリへ誘導する、運転免許証や顔写真等の個人情報の送信を求める等、不審点のある求人情報には応募しないよう周知します。

【侵入盗の対策】

- 防犯カメラやC P建物部品、補助錠の活用、防犯性の高い金庫の設置のほか、不要不急の現金の不保管等について啓発をして普及を図るとともに、地域の実情に応じて、防犯対策設備及び機器の設置補助金制度等の創設など侵入盗の抑止に努めます。
- 住宅対象侵入盗対策や自動車盗対策として玄関や駐車場等に設置する家庭用防犯カメラの有効性について啓発し、普及を図ります。
- 宅配業者の訪問を偽装する者への対策として、宅配ボックス等を活用した非対面形式の宅配方法の普及を促進します。

- 空き家の増加が、空き家を狙った侵入盗被害の根本的な原因になっていることを念頭に、空き家の増加を抑制する取組を推進します。
- 空き家処分に対する補助事業等をさらに充実させるとともに、補助事業の周知活動を強化します。
- 空き家の利活用が実現できない原因が、相続や土地事情などの複雑な問題であっても、円滑かつ簡素な手続きで解決できるよう、相談窓口のさらなる充実を図ります。
- 空き家所有者に対しては、被害防止対策として、現金、貴金属、ブランド品等を保管しないことを周知し、「空っぽ空き家」の浸透を図ります。

〔自動車関連窃盗の対策〕

- 自動車関連窃盗等の被害実態の周知に努め、被害防止対策の啓発活動を推進します。

〔認知件数が多い犯罪の対策〕

- 自転車盗や万引きなどについて、公共施設等に注意喚起看板、ポスター等を設置します。また、自転車は、無施錠での盗難被害が多いことから、駐輪する際は短時間でも確実に施錠をすることを習慣づけるための広報啓発活動を実施します。
- 駅駐輪場等での自転車盗難防止キャンペーンや自転車の施錠指導を実施するとともに、放置自転車の撤去を行います。また、盗難被害が多発する駐輪場へ防犯カメラの導入に努めます。
- 防犯カメラについては、不審者を感知した旨をスマートフォンに通知する機能を有するスマホ連動型防犯カメラ等の有効性についても広報し、導入を促進します。

〔薬物乱用防止の対策〕

- 薬物乱用防止の広報啓発に努め、薬物乱用の危険性を訴えます。

〔暴力団対策〕

- 市町村の事務・事業及び公の施設の利用が暴力団を利することにならないようにします。

〔不法滞在外国人を減少させるための対策〕

- 不法就労・不法滞在防止のための広報啓発活動を推進します。

〔児童虐待防止の対策〕

- 虐待事案は、児童相談所や警察のみならず、教育関係、福祉関係など関係機関が連携して対応するよう努めます。
- 児童虐待防止の啓発を図るため、オレンジリボン運動を展開するとともに、児童虐待相談に適切に対応できるよう体制強化に努めます。

〔ストーカーやDVの対策〕

- ストーカー・DVの被害防止に関する正しい知識を普及させるよう努めると

ともに、被害者への支援を切れ目なく行います。

- ストーカー・DV被害について、警察や女性相談支援センター等に相談できることを広報します。

〔性犯罪・性暴力の対策〕

- 関係機関と連携し、性犯罪・性暴力の被害防止に向けた広報啓発を実施します。
- 同意のない性的な行為は性暴力であることを広報啓発します。

〔学校内及び通学路等における安全対策〕

- 登下校時の見守り等を自主防犯団体に委嘱するなどして実施します。
- スクールガードによる安全対策を推進します。
- メール、行政防災無線、ホームページにより、きめ細かく、即時性のある安全情報・不審者情報の提供に努めるとともに、その情報の確実な伝達を図るための訓練を実施します。
- 不審者等に関する情報について、近隣市町村を含む関係機関と共有するとともに、地域に周知する仕組みを構築し、地域住民への迅速な情報提供に努めます。
- 安全マップの作成、改訂を行います。
- 青色回転灯等装備車による下校時のパトロールを実施します。
- 小中学校等の門扉・フェンスや防犯カメラの整備に努めます。
- 通学地下道等に、地域の実情を踏まえ、防犯カメラや非常警報装置の設置に努めます。
- 児童生徒に対し、ホームルーム、地域での集まり等を活用して、不審者等に関する情報の提供を行い、危険から身を守るための対策等の講習を実施します。
- 小中学校で、児童生徒対象の参加型やオンライン学習型などの防犯教室や教職員対象の不審者侵入防止訓練を実施します。
- 安全・安心な子供の活動拠点（放課後子供教室、放課後児童クラブ）を設けます。

〔子供をインターネット上の犯罪から守る取組〕

- 小・中・高等学校等で、児童生徒・保護者対象のサイバー犯罪防止講話や、スマートフォン・携帯電話の安全利用のためのイベント等の啓発活動を推進します。
- JKビジネスを始め児童買春や児童ポルノ製造等の子供の性被害防止に関する正しい知識を普及させるように努めるとともに、被害者への支援を切れ目なく行います。

〔女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくり〕

- 地域の実情に応じた高齢者の見守り体制を構築し、関係機関との連携を図り

ながら、高齢者の見守り活動を推進します。

- 庁舎の展示スペースや住民が集まるイベント等を利用して、ストーカー・DV対策を広報します。
- 職員等が高齢者世帯を訪問する際や、敬老会など、高齢者が集まる機会を捉えて、高齢者に直接、犯罪情報の提供、注意喚起や防犯教室を実施します。
- 障害のある人が地域社会において安全・安心な生活を送ることができるよう、福祉サービスや虐待に関する相談に応じます。

IV 犯罪被害者等に対する総合的かつ計画的な支援の実施

県民の誰もが犯罪被害に遭う可能性がある中で、安全で安心なまちづくりを進めるため、国、市町村、民間支援団体等との連携を密にし、犯罪被害者等が支援の網から取り零されることなく必要な支援を受けることができるよう、総合的かつ計画的に取り組を進めるとともに、県民の理解と協力の増進を図ってまいります。

（「戦略2026」より）

1 県民

〔犯罪被害者等への支援〕

- 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めます。

〔性犯罪・性暴力被害者への支援〕

- 性犯罪・性暴力被害者が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めます。
- 性犯罪・性暴力が起こっていると思われる状況を知ったときは、すぐに行政や警察、ワンストップ支援センターなどに通報又は相談します。

2 事業者

〔犯罪被害者等への支援〕

- 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めます。また、雇用する犯罪被害者等の就業に十分配慮するよう努めます。

〔性犯罪・性暴力被害者への支援〕

- 性犯罪・性暴力被害者が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めます。また、雇用する被害者の就業に十分配慮するよう努めます。

- ワンストップ支援センターなど、相談支援体制の周知に努めます。

3 団 体

〔犯罪被害者等への支援〕

- 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。
- 犯罪被害者等の支援に関する相談・支援体制について、関係機関・団体と連携し、地域住民等への周知に努めます。
- 犯罪被害者等支援を行う団体にあつては、愛知県被害者支援連絡協議会を始めとした各種会議等を通じ、犯罪被害者等の支援に関する施策について、情報共有を図るとともに、支援を行うに当たっては、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めます。また、愛知県が構築した多機関ワンストップサービス体制に参画するとともに、愛知県が配置している「犯罪被害者等支援コーディネーター」も活用しながら、ワンストップサービスを提供します。

〔性犯罪・性暴力被害者への支援〕

- 性犯罪・性暴力被害者が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、ワンストップ支援センターなど、相談支援体制の周知に努めます。

4 市町村

〔犯罪被害者等への支援〕

- 総合的対応窓口における相談対応など、犯罪被害者等に対する支援を実施します。支援にあつては、二次被害が生ずることのないよう、十分配慮するように努めます。また、愛知県が構築した多機関ワンストップサービス体制に参画するとともに、愛知県が配置している「犯罪被害者等支援コーディネーター」も活用しながら、ワンストップサービスを提供します。
- 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、被害者等を支える地域社会づくりを進めるように努めます。
- 各種媒体や犯罪被害者等支援パネル展等を通じ、犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を実施します。
- 犯罪被害者等早期援助団体や関係機関との連携を推進します。

〔性犯罪・性暴力被害者への支援〕

- 性犯罪・性暴力被害者が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう、十分配慮するように努めます。また、ワンストップ支援センターなど、相談支援体制の周知に努めるとともに、性犯罪・性暴力の被害を受けた場合の各種支援策の周知に努めます。

3 愛知県安全なまちづくり推進協議会 名簿

会 長		愛知県知事
副会長(4名)		愛知県警察本部長 名古屋市長 愛知県商店街振興組合連合会理事長 公益社団法人愛知県防犯協会連合会会長
委 員	行政機関(4名)	愛知県教育委員会教育長 名古屋市教育委員会教育長 愛知県市長会長 愛知県町村会長
	事業者団体(26名)	公益社団法人愛知建築士会会長 愛知県セルフガード協会会長 一般社団法人愛知県警備業協会会長 一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会会長 一般社団法人不動産協会中部支部長 一般社団法人愛知県建設業協会会長 名古屋駐車協会会長 中部鉄道協会会長 日本チェーンストア協会中部支部長 愛知県コンビニエンスストア防犯対策協議会会長 中部百貨店協会会長 愛知県金融機関防犯対策協議会会長 日本貸金業協会愛知県支部事務長 愛知県自動車盗難等防止協議会会長 愛知県自転車モーター商協同組合理事長 愛知県自動販売防犯対策協議会会長 愛知県石油商業組合理事長 愛知県タクシー協会会長 名古屋タクシー協会会長 一般社団法人愛知県生活衛生同業組合連合会会長 愛知県カラオケボックス協会会長 愛知県遊技業協同組合理事長 一般社団法人中部経済連合会会長 愛知県商工会議所連合会会長 愛知県商工会連合会会長 公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会会長
	地域団体等(17名)	愛知県青少年育成県民会議会長 愛知県女性団体連盟会長 公益財団法人愛知県老人クラブ連合会会長 日本労働組合総連合会愛知県連合会会長 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会長 愛知県国公立幼稚園・こども園長会会長 公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟会長 愛知県小中学校長会会長 名古屋市立小中学校長会会長 愛知県公立高等学校長会会長 愛知県私学協会会長 愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 愛知県小中学校PTA連絡協議会会長 愛知県公立高等学校PTA連合会会長 愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長 公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター理事長 公益社団法人被害者サポートセンターあいち会長
合 計		52名



このマークは、一般公募により愛知県の安全なまちづくりのシンボルマークと定めたもので、ハートと鍵をモチーフとしてデザインされています。

名前も一般公募により名付けられたもので、安全安心の「アン」と鍵の「キー」を合わせた「アンキー」が「安気」に通じることから、「アンキーくん」と名付けられました。

【愛知県安全なまちづくり推進協議会事務局】

愛知県 防災安全局 県民安全課 安全なまちづくりグループ

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6176（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6910

愛知県警察本部 生活安全部 生活安全総務課

〒460-8502

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

電話 052-951-1611（代表）

FAX 052-954-8868